

第58号議案

中間市総合会館条例及び中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合会館条例及び中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

(中間市総合会館条例の一部改正)

第1条 中間市総合会館条例（令和2年中間市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 中央公民館（第21条—第25条）」を「第3章 削除」に改める。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第21条から第25条まで 削除

(中間市生涯学習センター条例の一部改正)

第2条 中間市生涯学習センター条例（平成15年中間市条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 生涯学習センター（第1条—第16条）

第2章 中央公民館（第17条—第21条）

第3章 指定管理（第22条—第27条）

第4章 補則（第28条）

附則

第1章 生涯学習センター

第1条中「いう。）」の次に「及び生涯学習センター内の施設」を加える。

第18条を第28条とし、第17条を第27条とし、同条の次に次の章名を付する。

第4章 補則

第16条を第26条とし、第13条から第15条までを10条ずつ繰り下げる。

第12条中「生涯学習センターの」の次に「全部又は一部の」を加え、同条を第22条とする。

第11条を削る。

第10条第1項中「第6条」を「第12条」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1章及び章名を加える。

第2章 中央公民館

(適用範囲)

第17条 中央公民館（以下「公民館」という。）の管理については、この章の定めるところによる。

(区域)

第18条 公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。

(職員)

第19条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第20条 公民館に中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

6 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（公民館への準用）

第21条 第5条から第8条までの規定は、公民館について準用する。

第3章 指定管理

第9条を第15条とし、第4条から第8条までを6条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の6条を加える。

（施設の設置）

第4条 生涯学習センターに中央公民館を置く。

（開館時間）

第5条 生涯学習センターの開館時間は、平日及び土曜日は午前9時から午後9時まで、日曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（1）月曜日

（2）年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（入館の制限）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、生涯学習センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者

（2）火薬その他危険物又は迷惑となる物品若しくは動物の類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者

（3）公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は職員の指示に従わない者

（4）前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者

（損害賠償等）

第8条 生涯学習センターの入館者は、生涯学習センター（附属する器具等を含む。）を破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 生涯学習センターの入館者の責めに帰すべき事由により人身に対する損害が生じたときは、当該入館者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

(職員)

第9条 生涯学習センターに館長その他必要な職員を置く。

別表第1中「(第7条、第15条関係)」を「(第13条、第25条関係)」に改める。

別表第2中「(第7条、第15条関係)」を「(第13条、第25条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の中間市生涯学習センター条例の定めるところによりなされた中間市生涯学習センターの使用又は利用に係る許可、使用料又は利用料金の納付等であって、この条例の施行の日以後の日に係るものについては、この条例による改正後の中間市生涯学習センター条例の定めるところによりなされたものとみなす。

(第1条関係)

中間市総合会館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p>(施設の設置)</p> <p>第4条 総合会館に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p><u>第21条から第25条まで 削除</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第3章 中央公民館 (第21条—第25条)</u></p> <p>(施設の設置)</p> <p>第4条 総合会館に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 中央公民館</u></p> <p><u>第3章 中央公民館</u></p> <p><u>(適用範囲)</u></p> <p><u>第21条 中央公民館 (以下「公民館」という。)の管理については、この章の定めるところによる。</u></p> <p><u>(区域)</u></p> <p><u>第22条 公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第23条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>(運営審議会)</u></p> <p><u>第24条 公民館に中央公民館運営審議会 (以下「審議会」という。)</u></p>

を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

6 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（公民館への準用）

第25条 第5条から第8条までの規定は、公民館について準用する。

この場合において、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(第2条関係)

中間市生涯学習センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 生涯学習センター (第1条—第16条)</u></p> <p><u>第2章 中央公民館 (第17条—第21条)</u></p> <p><u>第3章 指定管理 (第22条—第27条)</u></p> <p><u>第4章 補則 (第28条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 生涯学習センター</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の生涯学習の拠点として、教養、文化及び体力の向上と福祉の増進に寄与するため、中間市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）及び生涯学習センター内の施設の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(施設の設置)</u></p> <p>第4条 生涯学習センターに中央公民館を置く。</p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p>第5条 生涯学習センターの開館時間は、平日及び土曜日は午前9時から午後9時まで、日曜日は午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は、特に必要と認めたときは、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民の生涯学習の拠点として、教養、文化及び体力の向上と福祉の増進に寄与するため、中間市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(入館の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、生涯学習センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他危険物又は迷惑となる物品若しくは動物の類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は職員の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第8条 生涯学習センターの入館者は、生涯学習センター（附属する

器具等を含む。)を破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 生涯学習センターの入館者の責めに帰すべき事由により人身に対する損害が生じたときは、当該入館者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

(職員)

第9条 生涯学習センターに館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第10条 (略)

2 (略)

(使用の条件)

第11条 (略)

(使用許可の取消し等)

第12条 (略)

(使用料)

第13条 (略)

2・3 (略)

(使用料の減免)

第14条 (略)

(使用の許可)

第4条 (略)

2 (略)

(使用の条件)

第5条 (略)

(使用許可の取消し等)

第6条 (略)

(使用料)

第7条 (略)

2・3 (略)

(使用料の減免)

第8条 (略)

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第15条 (略)

(原状回復)

第16条 使用者は、使用を終了したとき、又は第12条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 (略)

第2章 中央公民館

(適用範囲)

第17条 中央公民館（以下「公民館」という。）の管理については、この章の定めるところによる。

(区域)

第18条 公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。

(職員)

第19条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第20条 公民館に中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とす

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(原状回復)

第10条 使用者は、使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を使用者の負担において、原状に復さなければならない。

2 (略)

る。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第3項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

6 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(公民館への準用)

第21条 第5条から第8条までの規定は、公民館について準用する。

第3章 指定管理

(指定管理者による管理)

(損害賠償等)

第11条 使用者が生涯学習センターの使用に際し、施設又は備品等附属設備を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

2 使用者の責めに帰すべき事由により人身事故が生じたときは、使用者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

(指定管理者による管理)

第22条 生涯学習センターの全部又は一部の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第23条 （略）

（指定管理者が行う管理の基準）

第24条 （略）

2 （略）

（利用料金）

第25条 （略）

2・3 （略）

（利用料金の還付）

第26条 （略）

（利用料金の減免）

第27条 （略）

第4章 補則

（委任）

第28条 （略）

第12条 生涯学習センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第13条 （略）

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 （略）

2 （略）

（利用料金）

第15条 （略）

2・3 （略）

（利用料金の還付）

第16条 （略）

（利用料金の減免）

第17条 （略）

（委任）

第18条 （略）

別表第1 (第13条、第25条関係)

室別使用料金表

(略)

備考 上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。

別表第2 (第13条、第25条関係)

スポーツ以外の体育館使用料金表

(略)

備考 市外居住者が使用するときは、10割加算した額とする。

別表第1 (第7条、第15条関係)

室別使用料金表

(略)

備考 上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。

別表第2 (第7条、第15条関係)

スポーツ以外の体育館使用料金表

(略)

備考 市外居住者が使用するときは、10割加算した額とする。